



第一次八重瀬町総合計画 基本構想（案）



子ども達に絵を公募し挿入予定

沖縄県八重瀬町

－ 目 次 －

序論

第1章 総合計画について

- ① 計画策定の趣旨 1
- ② 計画の役割 3
- ③ 各分野別計画との関係 3
- ④ 計画の構成と期間 3

第2章 八重瀬町の概要

- ① 八重瀬町の位置と地勢 4
- ② 八重瀬町の魅力 5

第3章 基本構想の策定に当たって

- ① 合併の背景 7
- ② 時代の潮流・まちづくりの主要課題 8
- ③ 町民意向から見るまちづくりのイメージ 11

基本構想

第1章 八重瀬町の将来展望

- ① まちづくりの基本理念 13
- ② まちの将来像 15
- ③ 将来像の実現に向けた基本目標 15
- ④ 将来人口 16

第2章 基本方針

- ① まちづくりの体系 17
- ② 基本目標の達成に向けた施策の方針 18
- ③ 土地利用に関する基本的な課題 38
- ④ 土地利用の基本方向 38
- ⑤ 構想の推進に向けて 39

序論

第1章 総合計画について

① 計画策定の趣旨

本町は、平成18年1月1日に東風平町と具志頭村が対等合併し、新生「※¹八重瀬町」として誕生しました。その背景には、道路の整備や自動車の普及などによる日常生活圏の拡大、※²町民が求めるニーズの多様化や高度化、少子高齢化社会や人口減少時代の到来、本格的な地方分権の推進や地域間競争時代の到来、国・地方の財政状況の著しい悪化などがありました。

その中でも国が合併推進の重点においたのが、地方分権時代に応じた「自治体の行政能力の向上」と「財政基盤の確立」でした。平成12年4月にいわゆる地方分権一括法の施行によって、国と※³地方自治体の役割分担が見直され、機関委任事務制度の廃止、国の関与の見直し等、地方分権改革に向け様々な分野にわたる法律が大幅に改正されました。

特に、地方自治法に、※⁴地方公共団体の役割と国の配慮に関する規定が設けられ、「国においては国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本とする」、「地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」と規定され、国と地方の役割が明確にされたことと同時に、地方には自己決定と自己責任が伴いこれまで以上に自立的な行政運営が求められています。

それらは、明治維新以来の中央集権型システムからの抜本的な転換であり、国のあり方そのものにかかわる重要な改革で、憲法に規定する「地方自治の本旨」を補足するものと考えられます。

なお、地方自治の本旨は、憲法第92条「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」とあり、次の二つの面があると言われています。

- ① 団体自治／地域のことはその地域を治める団体が、この権限と責任において自主的に処理すること
- ② 住民自治／地域のことはこの地域の住民の意思に基づいて行うこと（住民の民主的参加）



高度成長期からバブル期までの右肩上がりの経済成長は終止符を迎え、国・地方を合わせ未曾有の債務残高を抱える中、地方交付税や補助金などによって国が地方を支援するという構造では国の財政自体が立ち行かなくなっているのが現実です。交付税や補助金削減の問題等、先行きは不透明な状況にあり、八重瀬町においても今後様々な面で厳しさを増していくことが予測されています。

このように先行きの見えない厳しい変革の時代にあるからこそ、「※⁵まちづくり」を「誰のために」「何のために」「どのように」行うのかを再確認することが重要です。

総合計画は、これからの10年間のまちづくりを、「こういうまちにしたい」、そのために「こうしていこう」ということを示すもので、町の目指す将来像とそれを達成するために取り組む基本目標等を総合的かつ体系的に示し、まちづくりを計画的に行うための指針として策定します。

また、八重瀬町の最も上位に位置する行政計画として、全ての計画の基本となります。

なお、本計画の策定に当たっては、八重瀬町の歴史、文化、地理的条件、将来人口、財政状況、社会動向、まちの課題等を踏まえた上で、町民アンケートやまちづくり地域ワークショップ及び合併後の新町の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的に策定した「新町建設計画」並びに合併協定項目で確認した「合併の理念」を基本としています。

基本構想策定の根拠法

地方自治法第2条第4項の規定に基づく。

「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」



本計画の用語解説

- ※1 「八重瀬町（町）」とは、町民、議会及び役場で構成する機関を言います。
- ※2 「町民」とは、町内で居住、労働、学業、活動、事業を営む者及び八重瀬町に愛着を抱き建設的にまちづくりに関わる者を言います。
- ※3 「地方自治体」とは、「地方公共団体の」の俗称として広く使われています。
- ※4 「地方公共団体」とは、憲法第92条で、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定めるとの規定があり、具体的には地方自治法に規定されています。
地方公共団体には「普通地方公共団体／都道府県及び市町村」と「特別地方公共団体／特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団」の2種類があり、憲法が団体自治権を保障するのは、普通地方公共団体であり、特別地方公共団体には憲法の保障は及ばないと考えるのが一般的です。
- ※5 「まちづくり」とは、道路や公園、建物と言った物質的な創造だけではなく、社会、経済、文化、環境等、町民生活の根幹を構成するあらゆる要素をも含む八重瀬町の福祉向上に向けた活動を言います。

② 総合計画の役割

八重瀬町の行政運営を総合的かつ計画的に行うための指針となります。

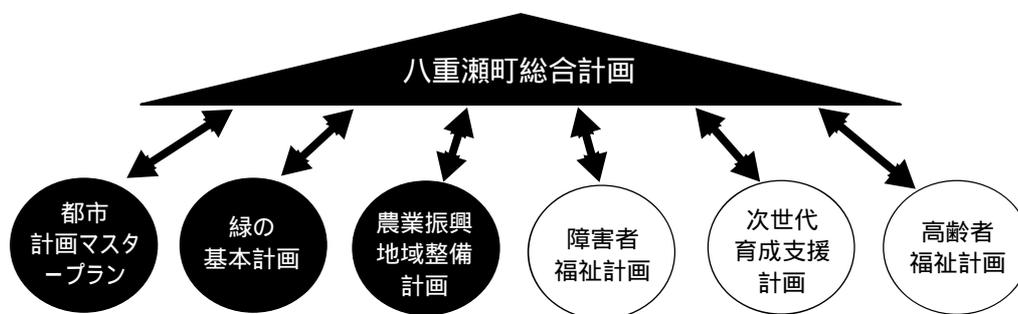
町の最上位の行政計画として、各種分野別計画を策定する際の指針となります。

「まちづくり」は、八重瀬町を構成する「町民、議会、役場」が、それぞれの役割を補完し合いながら取り組んでいくことが重要です。そのための共通目標となります。国・県・他市町村・広域的な関係機関との相互調整を図るための指針となります。

③ 各分野別計画との関係

「環境」、「健康・福祉」、「教育・文化」、「産業・経済」、「都市基盤」など、町政の各分野においても、それぞれの課題に応じて基本方針や基本計画など各種の個別計画が策定されています。これらは、法令上の位置づけや策定の趣旨の違いなどにより、その期間や表現なども様々です。

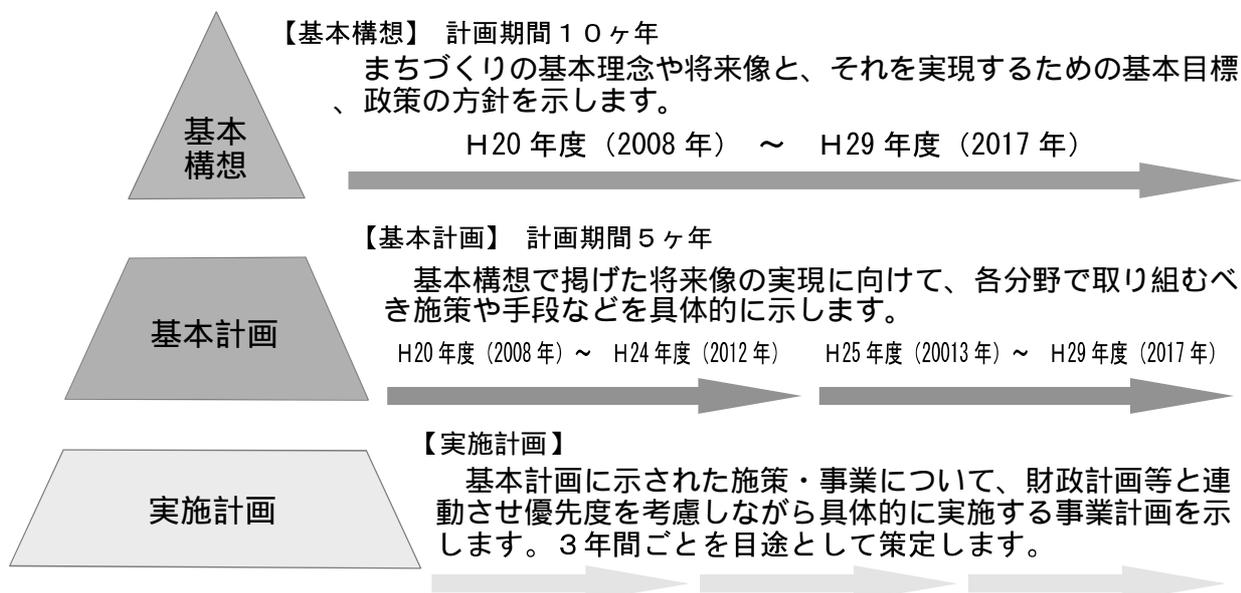
しかしながら、これらの個別計画のすべてが、町の最上位計画である総合計画の各分野における内容を補完し、具体化していくものでなければなりません。



④ 総合計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成され、基本構想は平成20年度（2008年度）を初年度とし、平成29年度（2017年度）を目標年次とします。基本計画は時代を取り巻く環境変化に柔軟に対応し、円滑な進行管理を期するため前期5年、後期5年とします。

なお、これらの指針や方針をもとに、実施計画は3年を目途として策定し、運用します。



第2章 八重瀬町の概要

① 八重瀬町の位置と地勢



八重瀬町は、沖縄県本島の南に位置し、町域は東西に約6.6 km、南北に約9.1 kmで、総面積は26.9 km²です。町の東側は南城市、西側は糸満市、南側は太平洋、北側は南風原町と豊見城市に接しています。

また、県都那覇市に近く、町の北端は県庁から約4.7 km、本庁舎までは約14 kmで、東西に国道331号、南北に国道507号が縦断しています。



地勢は、全体的に起伏に富んだ地形となっており、町の南部には、町名の由来にもなっている八重瀬岳を最高地（標高163m）とする丘陵台地があり、台地の海岸線は雄大な海食崖を形成し、風光明媚な景観を有しています。なお、南部の八重瀬岳一帯は琉球石灰岩が分布する台地で、急斜面を北方に向け、緩やかな斜面を南方に向けています。東・西・北部の一帯は緩やかな台地状となっており、全体的に平坦地形が緩やかに北方へ広がっています。台地の大部分はさとうきび畑で、その中に集落が点在しています。

全体として、肥沃な土壤に恵まれており、農業の盛んなまちとして発展してきましたが、那覇市に近い北部については都市化が進展しており、田園と都市が共存するまちとなっています。



八重瀬町の緯度・経度

| | | |
|----|---|-----------------|
| 東端 | < | 北緯 26度 07分 30秒 |
| | | 東経 127度 45分 44秒 |
| 西端 | < | 北緯 26度 09分 06秒 |
| | | 東経 127度 41分 48秒 |
| 南端 | < | 北緯 26度 05分 54秒 |
| | | 東経 127度 43分 54秒 |
| 南端 | < | 北緯 26度 10分 50秒 |
| | | 東経 127度 42分 51秒 |

② 八重瀬町の魅力

(1) 恵まれた立地条件

八重瀬町は県都那覇市に近接し、交通至便な位置にあります。通勤や経済活動等の幹線道路として国道507号が具志頭交差点から那覇市まで町の中央を南北に縦断し、沖縄本島南部観光の主要なる道路である国道331号が町の南端を東西に横断しています。さらにそれらの国道と連結する形で県道が8路線走っています。また、那覇空港自動車道南風原南インターチェンジが町域に近接するなど、各方面へのアクセスが容易です。

このように県都那覇市に近接し、交通至便であることに加え、民間企業等による住宅地の整備や土地区画整理事業等の実施に伴う宅地造成等による那覇市などのベッドタウン化が進展し、緩やかではありますが、人口は増加傾向にあります。

都市化の傾向にある一方、都市近郊型の農業振興地域として農業が盛んに営まれており、緑豊かな田園の風景や朝日、夕日、青い海などの自然が人びとの心を癒してくれます。



(2) 豊かな地域資源

八重瀬町には様々な地域資源が存在します。八重瀬岳、具志頭海岸に代表される豊かな自然や新人化石骨で国際的にも貴重な「港川人」、沖縄県内最大・最古を誇る「富盛の石彫大獅子」、沖縄の自由民権運動の父「謝花昇」、勤労の喜びを謡った「汗水節」、他、「獅子舞・綱引き・棒術・エイサー・港川ハーレー」などの行事が伝統として受け継がれており、それらはまちの誇りになっています。

産業としては、肥沃な土壌を活かした農業が盛んで「さとうきび、ピーマン、レタス、ゴーヤー、オクラ、紅いも、洋ラン、小菊、マンゴー、ドラゴンフルーツ」など彩り鮮やかな作物が数多く生産されており、養豚・酪農も盛んに行われています。

また、太平洋という豊かな漁場を有しており海の幸も豊富です。近年は、地ビール、泡盛、黒糖、染物、加工食品、資源リサイクル品の生産など商工業も活気付いています。



(3) 地域コミュニティ

八重瀬町は戦後の騒乱の中から農業を基本に今日まで発展してきましたが、そこには先人たちが幾多の苦難を乗り越え受け継ぎ、培ってきたものがありました。それは、一人一人が互いを認め合い、支え合う「結いの精神」でした。その心は今もなお継承されており、各行政区の共同作業や伝統行事での団結力などに現れています。

自治会への加入率も全体で約80%と高く、戦前から形成されていた集落が23地区、戦後に形成された集落が5地区、県営団地が5箇所、合計33の行政区があり、それぞれの区で地域コミュニティ活動が活発に展開されています。また、子供会、青年会、婦人会、老人会、各種サークル活動なども活発に行われています。

第3章 基本構想の策定に当たって

① 合併の背景

(1) 日常生活圏の拡大

国道・県道等の主要道路の整備等による利便性の向上により、住民生活全般や企業等の経済活動は、町村の境界を越えて拡大し、町民の通勤や通学、買い物などをはじめとした日常的な交流が進展していました。このような中、ごみ処理などの行政サービスは広域的な対応を積極的に進めてきましたが、今後は、道路ネットワークの向上、福祉サービスの充実をはじめスポーツ・レクリエーション施設や文化施設の利用など町民の日常生活に関する行政サービスにおいても一体的な対応が求められていました。

(2) 町民ニーズの多様化

少子化や男女共同参画社会の進展などの社会情勢の変化に伴い、家族個々人の生活を大切にするなど町民の生活様式の変化、共働き世帯の増加といった就業形態の多様化などにより物の豊かさではなく、心の豊かさを求めるなど人々の価値観は多様化しています。それに伴い、町民の行政に対するニーズも高度化、複雑化していました。

(3) 少子高齢社会の到来

急激な少子化は、生産活動を担う人材の減少、それに伴う税収の減などにより行政サービスを維持することが困難になると考えられていました。また、高齢化の進展により、医療・保健・福祉に対するニーズが増加し、それに伴う負担増が想定されていました。

(4) 地方分権の推進

平成12年4月にいわゆる地方分権一括法が施行され、住民に身近な問題は身近な自治体に任せるという考え方に基づいて、自治体の権限を拡大し、法律上、国と地方とが対等・協力の関係になり、自治体の自己決定権が拡大することとなりましたが、併せて、自己責任の重みも増したことから、地方行政の大きな変革を促すこととなりました。

このような地方分権の時代においては、自らの判断と責任で、行政サービスや各種施策を自主的・主体的に決めて実施していくことが求められていました。

(5) 財政状況

両町村の財政は、三位一体の改革による交付税の削減や、公共事業を行うために借り入れた多額の地方債（行政の借金）が財政を圧迫し、従来の行財政運営では立ち行かなくなるほどの危機的な状況にあり、緊急かつ抜本的な改革に取り組みなければならない大きな課題として、合併を推進する大きな要因となりました。

今後、より厳しい財政運営が予測される状況において、現在の行政サービスを将来にわたって維持していくためには、行財政基盤の強化を図るとともに、より効率的な行財政運営を行うことが求められていました。

② 時代の潮流・まちづくりの主要課題

(1) 急速な少子・高齢化の進行、人口減少時代に対応した、地域に根ざした福祉の展開や一人一人の健康づくりが求められています。

わが国の人口は平成17年にピークを迎え、いよいよ減少の時代に突入したとも言われています。少子高齢化は依然として進行し、国立社会保障・人口問題研究所によると、平成27年度の人口構造は、4人に1人が65歳以上で、15歳未満1人に対して2人が65歳以上という状況になると推計されています。八重瀬町の人口は当面は増加していくものと予測されておりますが、少子高齢化は進展し、10年後の平成29年には65歳以上の人口が全体の21.4%になると予測されています。

こうした少子高齢社会においては、地域の経済活力の低下や、医療・介護負担の増加などが懸念され、福祉に対する需要が量的に増加するだけでなく、質的に多様化してきています。

多様な福祉需要に対して、これまでの行政を中心とした福祉政策だけでなく、地域で互いに支え合うしくみが求められています。

(2) 多様化する価値観に応じた行政サービスの充実と※¹コミュニティの形成が求められています。

生活水準が向上し、ゆとりや心の豊かさが求められるなど、価値観の多様化が一段と進展しています。また、価値観の多様化に伴って、町民一人一人の意識の違いが顕著となり、町政や地域社会に対する関心の度合いにも格差が生まれています。

また、これまでみられた、地域社会における結びつきが弱まってきている現状もあります。多様化する価値観・生活スタイルに対する行政サービスに柔軟性・多様性が求められ、町民との協働が一層必要とされる中、従来の地域単位のコミュニティだけでなく、※²NPOやボランティア、サークルなど、価値観や興味・関心を同じくする人によるコミュニティの形成を促進するなど、新たな対応が求められています。



本計画の用語解説

※¹「コミュニティ」とは、人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団を意味する言葉です。「地域社会」、「近隣社会」、「共同体」などと訳すことがあります。まちづくりの中では、「自分たちの住んでいる地域の人たちが、温かい心と心のふれあいで、お互いに理解し合い、連帯意識をもって、快適でやすらぎとうるおいのある地域社会を創っていかうとする場」という意味合いがあります。

※²「NPO」とは、社会の様々な分野において、政府・自治体や私企業とは独立した存在として、町民・民間の支援のもとで継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。

(3) 国際化の進展にともない、世界に目を向けた人材の育成が求められています。

今日の社会や経済活動は、世界規模で取り組まれています。特に経済面においては国際化が急速に進展し、世界規模での取引がないと立ち行かない状況です。また、高速交通網の充実や高度情報ネットワークの急速な発展により、私たちの日常生活と世界との結びつきが身近なものとなりました。世界的な視点を持ち、人や社会、国や世界に貢献する人材が求められています。

(4) 互いに支えあい、尊重しあう基本的な社会参加能力の育成が求められています。

近年、近親者による殺人、いじめなどによる自殺、飲酒運転による死亡事故、孤独死などの事件が、連日のように報道され問題化しています。

そのような時代であるからこそ「いのち」を育てていくことが大切で、家族の絆や地域のコミュニティ活動など、人と人との繋がり「ふれあい」が重要です。町民一人一人の個性・独自性が尊重される一方で、社会活動におけるコミュニケーション能力や、互いを尊重する精神などが希薄となっており、それは女性や障がい者などへの差別のほか、高齢者や子どもへの虐待として表面化しています。

コミュニケーション能力や、互いを尊重する精神など、いわゆる社会参加能力（社会性・協調性）の育成については、子どもの頃からの教育が重要であり、これまで進めてきた学校での人権教育や道徳教育、社会体験学習を充実させるとともに、学校、家庭、地域の協力・連携が一層重要になってきています。

(5) 国民（町民）レベルでの地球環境対策が求められています。

二酸化炭素など^{※1}温室効果ガスの増加による^{※1}地球温暖化、フロンガスの放出などによる^{※2}オゾン層の破壊やそれに伴う紫外線の増加など、地球規模で環境問題が進行しています。特に、地球温暖化は、先進国等の経済活動によって排出される二酸化炭素の増加などが要因として考えられており、世界各地で大雨（洪水）、寒波（大雪）、熱波（干ばつ・森林火災）台風・ハリケーン・サイクロン（暴風雨）など、異常気象による災害や、北極の氷河の後退や永久凍土の融解、それに伴う海水面の上昇など多方面に影響を及ぼしていると言われています。

こうした地球規模の環境問題に対し、わが国では、リサイクル法の制定や、環境対策機器などの開発・販売促進など、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活スタイルを見直す資源循環型社会の形成を推進しています。

しかしながら、国民（町民）レベルでは依然として利便性の追求が優先され、身近な取り組みについてはいまだに浸透されていない状況にあり、国民（町民）一人一人の意識・行動の変革が強く求められています。



本計画の用語解説

※1 「地球温暖化」とは、人間の活動が活発になるにつれて「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象のことです。二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、亜酸化窒素（N₂O）、フロンなどが温室効果ガスと言われています。

※2 「オゾン層」とは、オゾン（酸素の同素体。特有の生臭いにおいをもつ微青色の気体）の濃度の高い大気の層で、地上10～50kmあたりにあります。太陽からの紫外線を吸収する役割を果たしています。

(6) 多岐にわたり危機管理能力の向上が求められています。

近年、台風や集中豪雨などの自然災害だけでなく、食の安全性や食品表示の偽装、児童や高齢者を対象とした犯罪の多発化、情報通信技術を悪用した詐欺、個人情報の漏えいなど、日常的な暮らしの中での危機が増加しています。

自然災害に対する防災基盤の整備だけでなく、生産者と消費者の相互理解、教育施設等における管理体制の強化、情報収集・選択能力の向上、個人情報保護など、多岐にわたり、町民の安全な生活を保護するための取り組みや町民一人一人の危機管理意識の醸成並びに地域コミュニティの強化などが強く求められています。

(7) 地方行政の変革と協働の時代への対応が求められています。

平成12年4月に施行された地方分権一括法により、本格的な地方分権時代の幕開けとなりました。

地方分権一括法は、住民に身近な問題は身近な自治体に任せるという考え方に基づいて地方自治体の権限を拡大したもので、法律上、国と地方とが対等・協力の関係になりました。

なお、地方自治体の自己決定権の拡大に併せて、自己責任の重みも増したことから、地方行政の大きな変革を促すことにもなりました。

増え続ける多種多様なニーズや地域課題に対し、行政だけで対応していくことには限界が生じています。行政サービスの低下を防ぐためには、協働によるまちづくりを本格的に推進し地域主権型社会の実現が求められています。

そのためには、町民への情報公開、積極的な意見の募集・反映、説明責任の実践など「町民に開かれた」行政運営のしくみを構築するとともに、民間活力の活用や事務事業の見直しなどによる財政の健全化を進めることが求められると同時に、地域の自立性・自律的管理を重視した、地域性豊かなきめ細やかで質の高い施策の展開を進めていくことが求められています。

③ 町民意向から見るまちづくりのイメージ

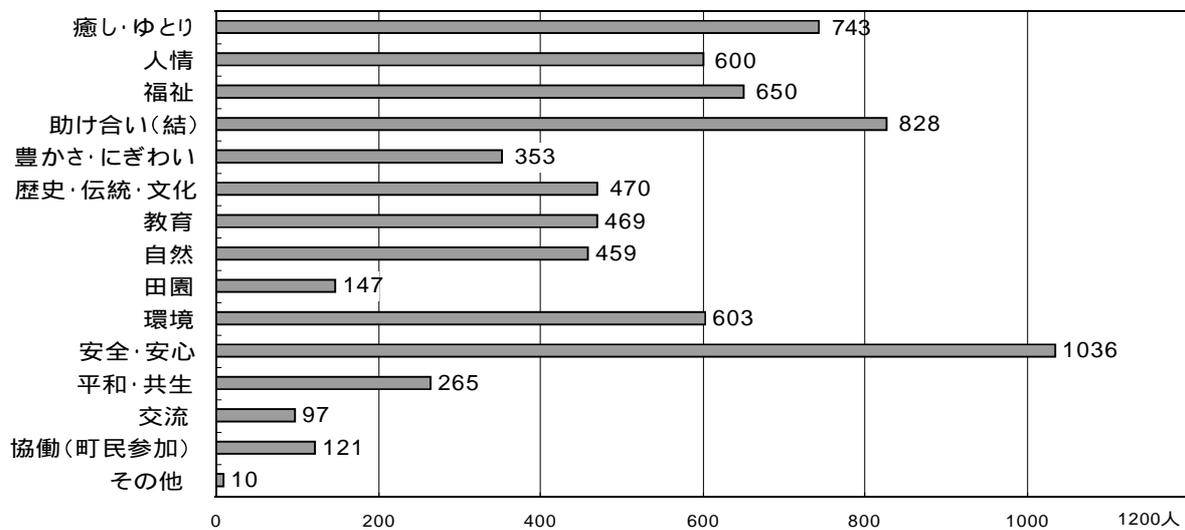
まちづくり町民アンケートの結果から、住民が考えるまちづくりのイメージは以下のように整理されます。

(1) まちづくりのイメージとして大切にしたいもの

今後のまちづくりのイメージとして大切にしたいものとして、「安全・安心」が最も多く、「助け合い(結)」、「癒し・ゆとり」等が上位にあげられています。

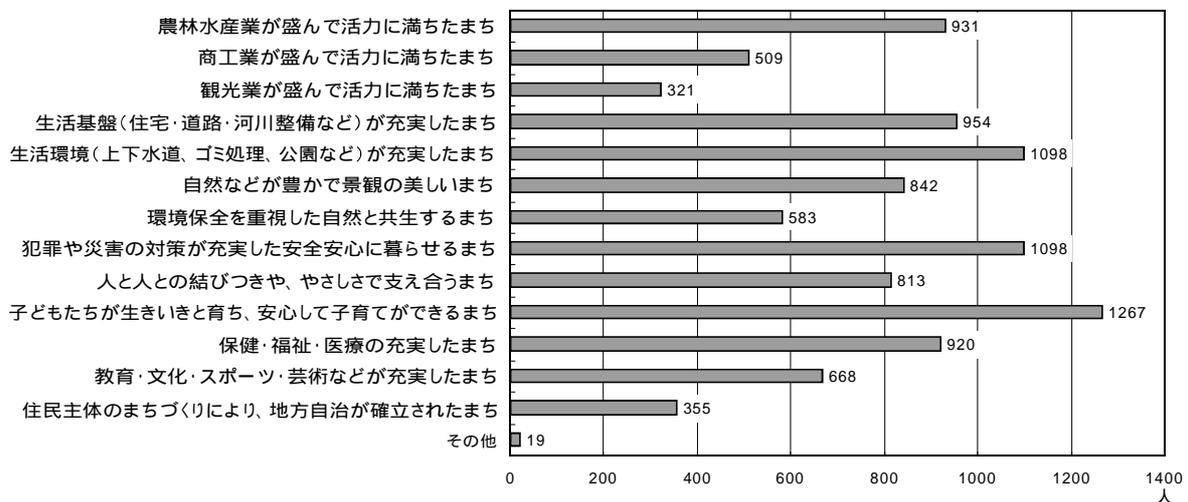
「安全・安心」は、自然災害に強い、災害時の対応が迅速である、あるいは交通安全、犯罪のないまち、など広い意味を含むキーワードと考えられます。

「助け合い(結)」、「癒し・ゆとり」は、農地や森林など自然的環境が広がる風景にもつながるような本町のイメージでもあり、豊かな自然とコミュニティを大切にしたい、という思いが表れていると考えられます。



(2) どのような特色を打ち出していくべきか

どのような特色あるまちとすべきかという問いに対して、「子どもたちが生きいきと育ち、安心して子育てができるまち」、「生活環境(上下水道、ゴミ処理、公園など)が充実したまち」、「犯罪や災害の対策が充実した安全安心に暮らせるまち」という回答が上位にあげられています。これらは、まちづくりのイメージとしてあげられた「安全・安心」、「助け合い(結)」、「癒し・ゆとり」というキーワードとリンクするものです。



(3) 八重瀬町において優先的に取り組んでいく施策

優先的に取り組むべき項目を上位からあげると、「企業誘致や雇用対策」、「行財政改革の推進」、「農業の振興」、「介護予防事業などの高齢者福祉対策」、「病院や介護保険施設などの充実」、「不法投棄や悪臭対策」、「学校教育に対する施策」、「保育所・児童館・学童などの子育て支援」、「上下水道・生活排水路などの整備」となっています。

「企業誘致や雇用対策」、「行財政改革の推進」は、経済状況の低迷や公共団体の経営破綻など厳しい社会情勢を受けて、八重瀬町もしっかりと行政を進めていくことが必要であるとしていることの表れと考えられます。

「農業の振興」は、本町の主要産業である農業が今後もまちづくりの柱としていくことが必要であるためと考えられる。

「介護予防事業などの高齢者福祉対策」や「病院や介護保険施設などの充実」は、高齢社会の到来等をうけて、医療、福祉分野の充実を期待しているものと考えられます。

「不法投棄や悪臭対策」、「上下水道・生活排水路などの整備」は身近な生活環境の視点から改善を望んでいる住民の声を反映していると考えられます。

「学校教育に対する施策」、「保育所・児童館・学童などの子育て支援」は、子どもたちが健やかに育ってほしいという思いからきたものと考えられます。

これらを総括すると、まちを支える産業があり、福祉面が充実し、良好な生活環境を有し、未来ある子どもたちが健やかに育つための施策を展開していくことを望んでいると考えられます。

| 順位 | 項目 | 回答数 | 順位 | 項目 | 回答数 |
|----|--------------------|-----|----|-------------------|-----|
| 1 | 企業誘致や雇用対策 | 506 | 11 | 公園や緑地の整備 | 274 |
| 2 | 行財政改革の推進 | 451 | 12 | 国道など幹線道路の整備 | 247 |
| 3 | 農業の振興 | 422 | 13 | 防犯対策 | 247 |
| 4 | 介護予防事業などの高齢者福祉対策 | 420 | 14 | 行政相談、窓口サービス | 235 |
| 5 | 病院や介護保険施設などの充実 | 413 | 15 | 公共交通(バス)の利便性 | 232 |
| 6 | 健康診断や健康づくりなどの地域医療 | 394 | 16 | ごみ収集や処理対策 | 230 |
| 7 | 不法投棄や悪臭対策 | 390 | 17 | 乳幼児医療費助成などの児童福祉対策 | 207 |
| 8 | 学校教育に対する施策 | 369 | 18 | 町政に関する情報の提供や公開 | 203 |
| 9 | 保育所・児童館・学童などの子育て支援 | 363 | 19 | 町道や集落道、農道の整備 | 201 |
| 10 | 上下水道・生活排水路などの整備 | 319 | 20 | 商工業の振興 | 199 |

| | | | |
|---------------|---|-------------------|-----|
| 1 番に 重視 | 1 | 1.農業の振興 | 214 |
| | 2 | 6.企業誘致や雇用対策 | 194 |
| | 3 | 33.行財政改革の推進 | 182 |
| | 4 | 16.不法投棄や悪臭対策 | 90 |
| | 5 | 9.上下水道・生活排水路などの整備 | 85 |

| | | | |
|---------------|---|---------------------|----|
| 2 番に 重視 | 1 | 6.企業誘致や雇用対策 | 99 |
| | 2 | 9.上下水道・生活排水路などの整備 | 98 |
| | 3 | 22.病院や介護保険施設などの充実 | 98 |
| | 4 | 23.介護予防事業などの高齢者福祉対策 | 87 |
| | 5 | 11.公園や緑地の整備 | 82 |

| | | | |
|---------------|---|----------------------|-----|
| 3 番に 重視 | 1 | 21.健康診断や健康づくりなどの地域医療 | 104 |
| | 2 | 16.不法投棄や悪臭対策 | 102 |
| | 3 | 22.病院や介護保険施設などの充実 | 90 |
| | 4 | 6.企業誘致や雇用対策 | 81 |
| | 5 | 23.介護予防事業などの高齢者福祉対策 | 81 |

| | | | |
|---------------|---|-----------------------|-----|
| 4 番に 重視 | 1 | 23.介護予防事業などの高齢者福祉対策 | 108 |
| | 2 | 26.保育所・児童館・学童などの子育て支援 | 89 |
| | 3 | 22.病院や介護保険施設などの充実 | 87 |
| | 4 | 21.健康診断や健康づくりなどの地域医療 | 82 |
| | 5 | 28.学校教育に対する施策 | 78 |

基本構想

第1章 八重瀬町の将来展望

① まちづくりの基本理念

第1次八重瀬町総合計画で定めるまちづくりは、「八重瀬町町民憲章（平成20年2月20日制定）」を基本理念に掲げて推進します。

町民憲章には、すべての人が幸せに暮らせるよう、まちを良くしていきたいという願いが込められており、心豊かで明るく活力あるまちづくりを目指すという目的があります。

なお、町民憲章は、法律のような拘束はありませんが、町民が生活する上においての規範、指針などを定め、目標として示すもので、日常生活の中で生かし、実践していくことが重要です。

八重瀬町町民憲章

【前文】

八重瀬町は、沖縄本島の南に位置し、八重瀬岳のふもとに広がる恵まれた自然や先人たちが築き上げてきた悠久の歴史、伝統文化が息づくまちです。

わたしたち八重瀬町民は、その誇りと責任をもち、心豊かで明るく活力あるまちづくりをめざし町民憲章を定めます。

解説

八重瀬町には、町名の由来にもなった八重瀬岳に代表されるような自然が多く残されており、歴史や伝統文化が数多く受け継がれています。

それらは、先人たちが幾多の苦難を乗り越え築き上げてきたものであり、町民の誇りとして未来に継承する責任があります。

わたしたち八重瀬町民は、その誇りと責任をもって、心豊かで明るく活力のあるまちづくりをめざすことを目的に町民憲章を定めます。

【本文】

一 わたしたちは 自然を守り育て、住みよいまちをつくります。

（環境の保全と活用・自然との共生）

解説

生活の基盤となる地球環境は、近年、温暖化などの影響が深刻さを増し、私たちの暮らしにも影響を及ぼしており、身近な問題として自然の大切さを認識する必要があります。

八重瀬町にも多くの自然が残されていますが、その自然は一度破壊すると回復するのは容易ではありません。自然を守るだけでなく、花や木を植えるなど、身近なところから自然を育て、安全で安心な、住みよいまちにしたいという願いが込められています。

一 わたしたちは いのち、ふれあいを大切に、思いやりのあるまちをつくります。（町民活動）

解説

わたしたちは「ぬちどう宝／命が宝」という言葉を先人から受け継いできました。命は何にもまして貴いもので、宝なのです。命は地球よりも重いとも言われています。近年は、近親者による殺人、いじめなどによる自殺、飲酒運転による死亡事故、孤独死などの事件が、連日のように報道され問題化しています。

そのような時代であるからこそ「いのち」を育てていくことが大切で、家族の絆や地域のコミュニティ活動など、人と人との繋がりを「ふれあい」が重要です。

子供から高齢者まで、すべての人にやさしい、思いやりのあるまちにしたいという願いが込められています。

- 一 わたしたちは 心とからだをきたえ、健康で明るいまちをつくります。
(健康・福祉)

解説

健康で明るいまちをつくるには、まちづくりの主体である町民の健康が重要です。また行政も健全でなければなりません。そのためには、身体のみならず心をきたえる必要があります。町民の健康を増進させ、健全なまちづくりを推進し、健康で、明るいまちにしたいという願いが込められています。

- 一 わたしたちは 歴史を学び、平和で、文化のかおるまちをつくります。
(教育・文化・歴史)

解説

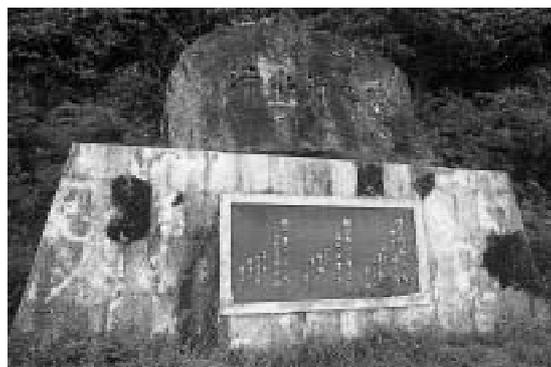
前文の解説にもありますように、八重瀬町には、歴史・伝統文化が数多くあります。それらは、戦争という悲惨な歴史や、謝花昇先生の「自由民権運動」など、先人たちが幾多の苦難を乗り越えながら築き上げ、継承してきたものです。文化を発展させていくためにも、平和な社会であり続けるにも、歴史を知ること、学ぶことが大切です。いつまでも平和で、文化のかおるまちにしたいという願いが込められています。

- 一 わたしたちは 働くよろこびと若い力が育つ、活気あふれるまちをつくります。(産業振興・人材育成)

解説

働くことの喜びや、公衆のことを自分のことと試してみんなのために頑張る心、まちを興すためには学問を広め、人材を育成することなどを謳った、仲本稔先生の「汗水節の心」がキーワードになっています。

まちを興すには若い力を育てていくことが重要です。働くことに誇りを持った人材を育成し、地域の産業を発展させ、活気あふれるまちにしたいという願いが込められています。



② まちの将来像

まちの将来像は、町民アンケートや前項の基本理念や新町建設計画などを勘案し設定しました。すべての町民がいきいきと元気に暮らし、誇りと自身を持って、心豊かで明るく活力あるまちを実現するために、本町の将来像を次のとおり設定します。

大地の活力とうまんちゅの魂が創り出す自然共生の清らまち

解説

「大地の活力」

生産活動の基礎を築く土地や、まちの基幹産業である農業に欠かすことのできない地力

「うまんちゅの魂」

万人（ばんにん）の魂。そこに暮らすすべての人々の気力

「清らまち」

清らかで美しいまち

③ 将来像の実現に向けた基本目標

まちの将来像の実現にむけ、次の6つの基本目標を設定します。

- 1 活気とうるおいのある豊かなまち
- 2 自然と共生した、安全・安心なまち
- 3 結いの心で支えあう健康・福祉のまち
- 4 いのちを育む教育文化のまち
- 5 共に考え行動する協働のまち
- 6 財政基盤の安定した自立的なまち

4 将来人口

本計画の目標年次である平成29年度（2017年）の将来人口を、30,000人と設定します。

※将来人口設定の根拠

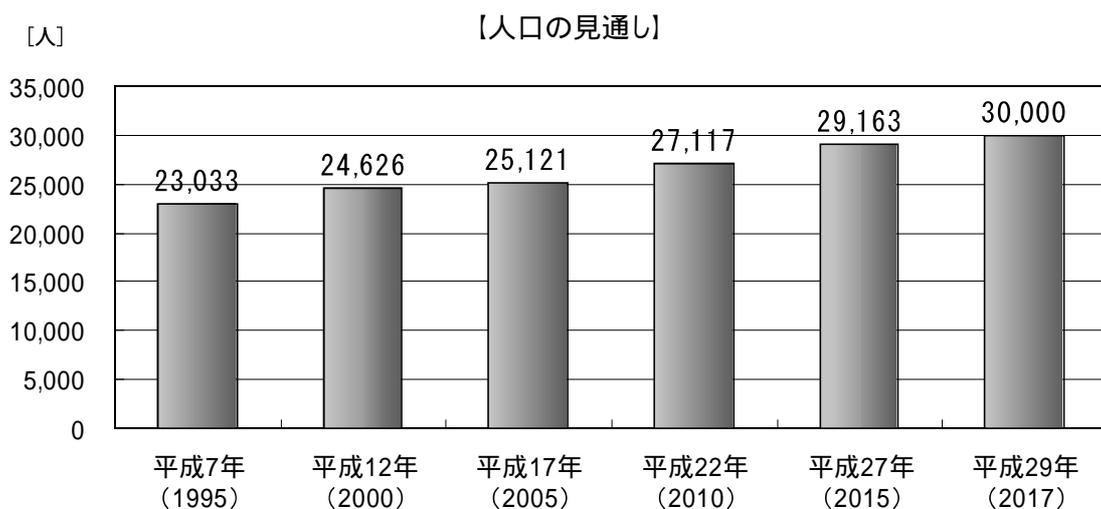
平成17年度（2005年）の国勢調査による八重瀬町の人口は、25,121人で10年前（23,033人）に比べ、約1.09倍（2,088人増）となっており、1年当たり209人増加している状況である。

将来人口の見通しを、国勢調査の結果による過去の人口推移に基づき、※1 コーホート要因法によって試算すると平成29年度には約26,000人程度になると算出されたが、平成20年1月1日現在の住民基本台帳人口が26,735人であることに加えて、屋宜原地区・伊覇地区等の土地区画整理事業等に伴う住宅地の供給による人口の伸びといった特殊事情を考慮し、本計画の目標年度である平成29年度（2017年）の将来人口を30,000人と設定する。



本計画の用語解説

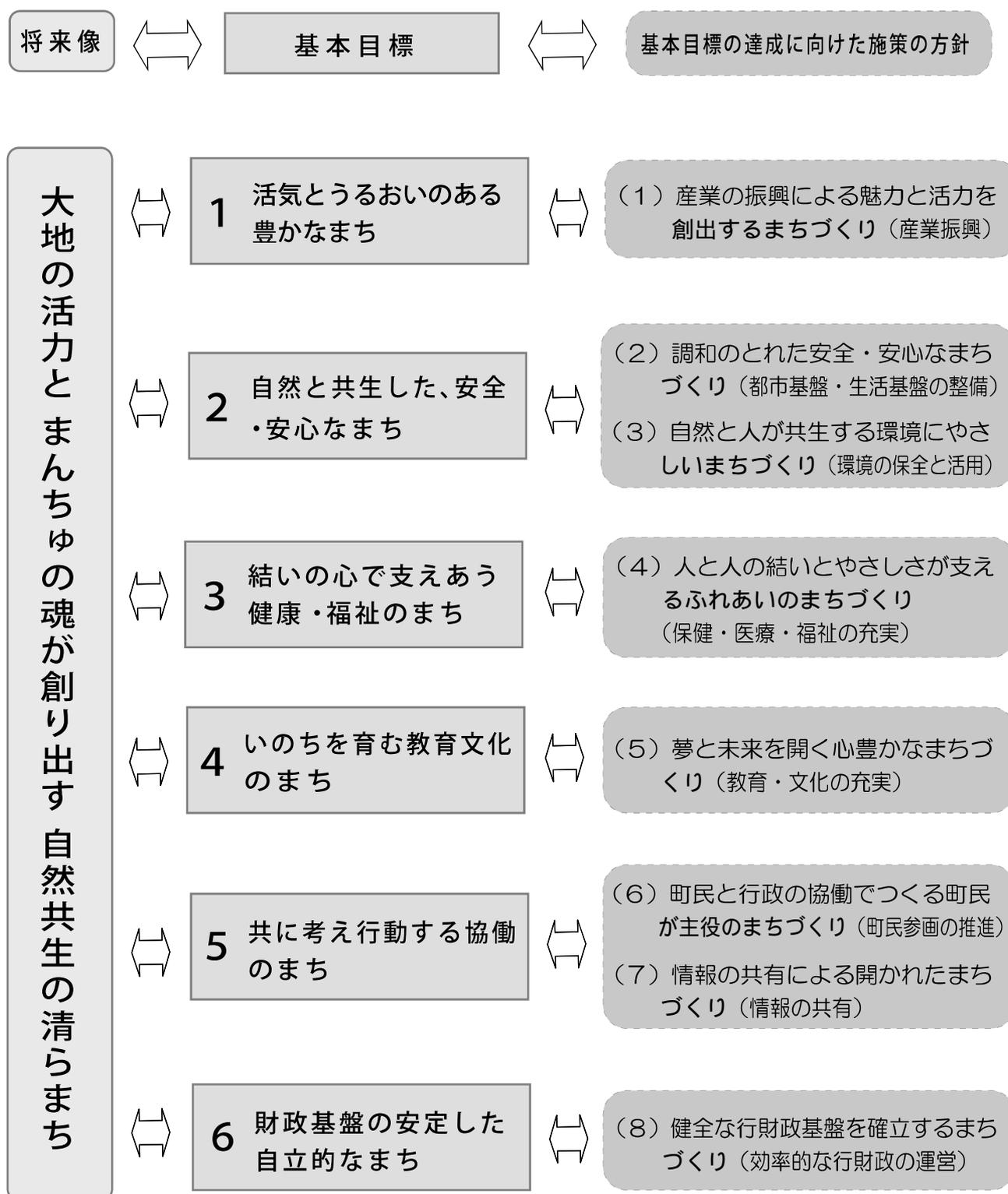
※1 「コーホート要因法」とは、ある時点における、特定の5歳きざみの年齢集団（コーホート）が5年後の観測時点でどれだけ増減したかに注目した推計方法で、その増減率（コーホート残存率）を生存率（生存確率）と社会移動率（転出入による増減率）とに分解し、社会移動率などを変数として設定する人口推計方法です。



第2章 基本方針

① まちづくりの体系

まちの将来像とそれを実現するための基本目標、目標の達成に向けた施策の方針を体系的に示します。



② 基本目標の達成に向けた施策の方針

基本目標 1 活気とうるおいのある豊かなまち

(1) 産業の振興による魅力と活力を創出するまちづくり（産業の振興）

「活気とうるおいのある豊かなまちをあるまち」を創造していくには、地域の産業が充実していることが大切です。八重瀬町は農業が盛んで、さとうきびやピーマン等数多くの作物が生産されており、また養豚などの畜産や水産業も行われています。今後は都市近郊に位置する特性を活かした、体験型の農業や水産業の展開、これらと観光産業の連携を図る等、交流人口の増加と各産業の活性化を図るまちづくりを目指します。

＜まちづくり町民アンケート・まちづくり地域ワークショップからの住民キーワード＞
農業用水、遊休農地、漁業基盤、地産地消、魚市場を利用したイベント、後継者の確保、地域特産物、他産業と連携したブランド作り、地場産業、企業誘致による雇用の増加、海岸やゴルフ場を活かした滞在施設、歴史民俗資料館、自然・歴史環境、地域情報の発信、町のキャラクターづくり 等

① 農業の振興

■ 現況・課題

諸外国から輸入される農産物との価格競争、国内での産地間の競争に加え、農業就業者の減少や高齢化など農業を取り巻く経営環境は非常に厳しい状況にある。農業基盤の整備や遊休農地の解消、農業用水の確保、農家の組織化、後継者や担い手の確保・育成を図るとともに、魅力ある農業の構築に向けて農家収入の増収策が求められている。生産基盤や流通ルートの拡大に併せ、新しい農産物の創出が求められている。体験型観光との連携や付加価値の高い加工品の開発等を進めていく必要がある。

● 施策の方針

農業においては、耕種部門、畜産部門ともに将来にわたって本町の基幹産業として位置づけ、農業生産基盤の整備や遊休農地の解消、農業用水の確保、農作業の効率化、農家の組織化、後継者や担い手の確保・育成、新たな農産物の創出等、さらに対策を強化します。農産物の品質向上や流通体制を強化し、地域ブランド化を推進します。その手法の一つとして、より安全で安心な農産物を生産するエコファーマーの育成など※1環境保全型農業を推進します。体験型観光との連携や付加価値の高い加工品の開発等を進めるとともに、消費者に直結した地産地消を推進します。



本計画の用語解説

※1「環境保全型農業」とは、農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業（「環境保全型農業推進の基本的考え方」（平成6年4月農林水産省環境保全型農業推進本部）。

(1) 産業の振興による魅力と活力を創出するまちづくり（産業の振興）

② 水産業の振興

■ 現況・課題

水産業は、本町唯一の漁業集落である港川地区を中心に営まれ、沿岸漁業が主体の零細な経営体が大半を占めている。
近年の異常気象等による漁場資源の減少、漁価の低迷などの厳しさから若年層の後継者や担い手が少なく、就業者の高齢化も目立っている。
多様な漁業活動に対応した漁業基盤づくりや組織活動の活性化等を通して、漁家収入の増収や若年層に魅力ある漁業環境の創出が求められている。
体験型観光との連携や付加価値の高い加工品の開発等を進めていく必要がある。

● 施策の方針

水産業については、海域特性を活かした多様な漁業活動の育成とともに、生産基盤の整備や担い手の確保・育成等、水産業の活性化を推進します。
※2 資源管理型漁業などの安定した沿岸漁業を推進します。
体験型観光との連携や付加価値の高い加工品の開発等を進めるとともに、消費者に直結した地産地消を推進します。



本計画の用語解説

※2 「資源管理型漁業」とは、漁業活動を通して水産資源の特性や実態を熟知している漁業者が相互に話し合い、資源に対する過度の漁獲圧力を低減させ、地域の漁業や資源の状況に応じた禁漁期、禁漁区の設定、漁具、漁法の制限等自主的な管理を実施して、資源の再生産と有効利用を適切に図りつつ漁業経営の安定化を目指す漁業のあり方。

③ 商工業の振興

■ 現況・課題

■ 国道507号沿線や主要道路交差点等を中心に既存の商店街、身近な中小小売店等があるが、住民ニーズに応える店舗がないため、那覇市などへ購買客が流出している。
様々な年代層が安心して歩いて買物ができる商業空間、交流空間の形成が求められている。
工業はまとまった施設用地がなく、業種も限られているなど総じて零細的な経営状況となっている。
自立した地場産業の形成に向けた地域特性に適した地域特産物の開発等を積極的に図る必要がある。

● 施策の方針

消費者の多様なニーズに対応した都市基盤の形成と連動した商業施設・業務施設の誘致・育成を図ります。
工業については、既存工場の育成や近代化を促進するとともに、他産業と連携した地場産品の開発などによる新規産業の創出と就業機会の確保を促進します。

(1) 産業の振興による魅力と活力を創出するまちづくり（産業の振興）

④ 観光・レクリエーションの振興

■ 現況・課題

八重瀬町は、自由民権運動の父「謝花昇」、新人化石で世界的にも貴重な「港川人」を展示した歴史民俗資料館のほか、富盛の石彫大獅子、港川フィッシャー遺跡、グスク（城跡）といった遺跡・史跡群や八重瀬公園（桜まつり）などの観光関連施設を有している。

ハーレー、棒術、綱引き、エイサー、獅子舞などの伝統芸能やボルダリング大会、パラグライダー大会が開催される海岸域、沖縄戦での避難場所となった自然壕（平和学習で活用）など、数多くの地域資源を有し、沖縄県南部の観光ルートに位置しているながら、それらを観光資源として十分に活用できておらず、単なる通過点となっている。

農業や漁業、歴史・文化などの地域性を活かした体験型の観光の展開が求められているとともに、地場産業と連携した地域特産物の創出が必要となっている。地域資源を有効的に活用し、観光を振興していくためには関係者の連携や専門担当者の配置、組織の育成等の対策を図る必要がある。

■ 情報通信技術（IT）を活用した地域情報の発信の強化など、観光PRの充実・強化を図る必要がある。

● 施策の方針

観光・レクリエーションについては、南部地域の主要観光ルートの通過地点という立地特性を活かして、観光資源の線的、面的なネットワーク化を推進するとともに、農業などの生産分野や地域の歴史・文化資源を活用した多様な体験・滞在・交流型の観光の育成を図ります。

既存の宿泊・娯楽レクリエーション施設における集客力を活かし、町内の産業の創出等多様な分野における波及効果の展開を図ります。

⑤ 雇用対策の強化

■ 現況・課題

まちづくり町民アンケートの結果からも見られるように「企業誘致や雇用対策」は町民が望む施策となっているが、施策としての取組みが不十分である。日本経済が低迷する中、財政の状況は今後とも厳しくなることが考えられ、これまで沖縄県全体の経済を支えてきた公共工事は減少していくことが予測される。本町の基幹産業である農林水産業や観光などの振興を図るとともに、福祉や情報系などの新たな産業を振興していく必要がある。

● 施策の方針

企業の誘致や、雇用情報の提供など雇用対策の強化を図ります。

農林水産業、商工業などの振興とともに、少子高齢化、情報社会などの時代の流れをビジネスチャンスとして捉え、産業として活かす施策を推進します。

体験滞在交流型の観光や地場産品を活用した商品の開発など、起業化に向けた支援を促進し、地域内における働く場の拡充を図ります。

(2) 調和のとれた安全・安心なまちづくり（都市基盤・生活基盤の整備）

人々が住みよいまちとは、基本的な生活基盤や安心して暮らせる環境が整っていることが条件といえます。八重瀬町は県都那覇市にも近い位置にあり、住宅団地や土地区画整理事業により市街地が整備されている地域もみられます。

また、田園風景が広がるなかにフクギ等の屋敷林や石垣に囲まれた、昔の面影を残す集落も点在しています。このように、市街地としての顔と穏やかな集落空間を併せ持つことは八重瀬町の特色であり、これらが共に魅力ある地域として、暮らしやすい生活環境が整ったまちづくりを目指します。

＜まちづくり町民アンケート・まちづくり地域ワークショップからの住民キーワード＞

国道 507 号沿いの住宅・店舗の整備、中心市街地の形成、住宅地・公的施設等の集積、土地区画整理事業の推進、各集落の状況確認、非農用地地区への宅地需要、国道 331 号、国道 507 号、モノレールの南伸、大雨時の道路の冠水、国道への花等の植栽、主要道路の歩道整備、交通安全施設の整備、照明、防犯灯の設置、防犯意識の啓発、交通渋滞の解消、公園・広場の整備、快適な都市環境、公共下水道、合併処理浄化槽、災害時の避難ルート、河川・海岸線の改修、災害マップ、光ファイバー回線等の通信基盤整備 等

① 市街地及び集落整備

■ 現況・課題

市街化区域については、地域の特性を活かした生活と産業の拠点づくりのため、計画的な市街地や生活基盤である道路等の整備を図っているが、まだ十分とは言えない状況である。

土地区画整理事業等の推進により、住宅地をはじめ、公共公益的施設や商業・業務施設等の集積を図り、南部地区の拠点として住民ニーズに対応した快適な都市環境を計画的に整備していく必要がある。

水と緑にあふれ、自然と共生する都市景観づくりや道路の段差の解消など、すべての人にやさしいまちづくりが求められている。

地域のまとまりやコミュニティ活動の単位となっている集落については、道路、排水路、外灯、公園等、集落環境整備を進めていますが、今後は町民の暮らしの拠点として、各集落の特性を生かした計画的な生活環境整備に一層努める必要がある。

● 施策の方針

適正な土地利用の推進を図るとともに、安心して遊べる公園・緑地の整備、各種公共施設の整備を通して、魅力と活気あふれる市街地の整備に努めます。

集落については、先代から受け継がれてきた優れた集落環境を保全し、住民の多様なニーズ等に対応した安全で快適な生活環境の総合的な整備に努めます。

市街地及び集落においては秩序ある景観の形成に努めます。

(2) 調和のとれた安全・安心なまちづくり（都市基盤・生活基盤の整備）

② 交通体系の整備

■ 現況・課題

■道路体系は、広域的な幹線道路である国道331号、507号をはじめ、主要地方道などの県道、町道が縦横に走り、南部地区の重要な交通ルートを形成している。本町の一体化を図るため、国、県等との連携のもと道路拡幅等の交通渋滞の解消とともに、国道、県道、町道を含めた地域間のアクセスの向上とネットワーク化に努める必要がある。

■公共交通については、各社タクシーと沖縄バス（4路線）と琉球バス（7路線）の2社が運行しており、赤字路線（2路線）に対し補助金を交付している状況である。

バス路線は町民の交通手段として重要であり、町民のニーズに応じた路線バスの運行を今後も推進していく必要がある。

● 施策の方針

道路については、本町の幹線道路となる国道や県道等の整備を促進します。また、住民の交通利便性を高めるため、生活道路の整備に努めます。

町内の円滑な交通処理を行う道路体系の確立を目指して道路ネットワークの充実を図るとともに、歩行者空間の確保に努めます。

公共交通機関は、町民の交通手段として重要であることから、地域に根ざした公共交通のあり方について検討します。

③ 住宅・生活環境の整備

■ 現況・課題

土地区画整理事業や土地改良事業に伴う非農用地区域の創設等により、宅地需要への対応や公営住宅の整備を推進してきたが、今後も住宅ニーズを踏まえた良好な住環境の確保に対応した宅地基盤の整備や若年層の定住や高齢者・障がい者などの弱者に対応した機能の充実が求められている。

住民の交流や各種活動の拠点となる公園・広場については、地域のバランスを考慮するとともに、住民のニーズに対応した地域の特性を生かした拡充・整備が求められている。

● 施策の方針

住宅については、自然や田園環境と調和した新たな住宅地開発や^{※1}協定づくりなどのまちづくりを展開するとともに、公園・緑地については河川などの自然資源を活かした市街地内の緑地整備に努めます。



本計画の用語解説

※1「協定づくり」とは、住民の合意のもとで策定される建物等に関する協定づくり（地区計画、建築協定）

(2) 調和のとれた安全・安心なまちづくり（都市基盤・生活基盤の整備）

④ 上下水道の整備

■ 現況・課題

上水道は、全域を南部水道企業団によって給水されているが、南部水道企業団の自己水（慶座地下水）と県企業局水（本島北部地区の水源）を混合して給水する区域と、県企業局水のみを給水する区域がある。

上水道施設は、日常生活に不可欠な水を供給する重要な施設であるが、老朽化が進んでおり計画的な整備が必要である。

水の需要は伊覇・屋宜原地区等の宅地開発の進展によって今後も伸びていくことが予測される。

水は、人間が生きていく上において欠かすことのできないものであり、地球規模で水不足が深刻さを増している状況を十分に踏まえ、町民あがての節水対策や地下水の水質確保に努める必要がある。

下水道は、文化的な生活を営む上においての基本的な施設であり、河川、海域等の水質を保全していくためには欠かすことのできない重要な施設である。現在、農業・漁業集落排水事業が2地区（4集落）で取り組まれているが、団地以外の地域においては、各家庭ごとの単独の浄化槽によって処理されているのがほとんどである。

八重瀬町全体の下水道の整備方針を早急に取りまとめ、地域の実情に応じて、バランスよく整備していく必要がある。

● 施策の方針

水は、生命の維持や経済活動など生活に欠かすことはできないライフラインです。水道を安定的に供給していくためにも計画的な施設整備が必要であり、今後も南部水道企業団が主体となって水道事業を安定的に運営していきます。

生活に欠かせない水を今後も安定的に供給していくためにも節水対策や地下水の水質保全に努めます。

下水道は、地下水や河川、海域等の水質を保全していくためには欠かすことのできない重要な施設です。八重瀬町全体の下水道整備の基本方針を早急に取りまとめ、地域の実情に応じた整備を推進します。

雨水利用の促進など循環型社会に配慮した取り組みを進めていきます。

(2) 調和のとれた安全・安心なまちづくり (都市基盤・生活基盤の整備)

⑤ 地域安全・防災体制の整備

■ 現況・課題

近年、台風や集中豪雨などによる災害の発生が増す中、町民の生命・身体・財産を守る消防・防災力の強化は重要な課題となっている。
 防災については、都市の発展に応じた浸水対策が必要であるとともに、災害時の避難ルートや河川・海岸線の改修、緑地の確保等災害に強いまちづくりを進める必要がある。
 救急活動の高度化にともない、救命救急に対する需要は著しい増加傾向にあり、消防・医療の連携による救命救急体制を強化する必要がある。
 交通安全に対しては、交通安全施設の整備や交通安全意識啓発などを積極的に推進する必要がある。
 防犯に対しては、防犯灯の設置や町民の防犯意識の啓発、多発する児童への犯罪に対しても地域主体の防犯体制づくりとともに、訪問販売、電話勧誘販売等の一部にみられる強引な販売・勧誘商法等への対応が求められている。
 地域安全対策や防災対策の推進を図る上においては、これまで以上に警察や消防などとの連携を強化するとともに、防災計画の周知徹底や防災訓練等の実施など体制を構築する必要がある。

● 施策の方針

町民の生命・財産を自然災害や人為的災害から守るための防災対策として、消防・防災組織体制及び救命救急体制の強化や災害時の避難ルート、河川等の改修など災害に強いまちづくりを推進します。
 交通安全や防犯対策については、飲酒運転の撲滅運動や防犯灯の設置、町民の防犯意識の啓発を図るなど安全・安心なまちづくりを推進します。なお、地域安全対策や防災対策を推進するため、地域と役場、警察、消防などとの連携をこれまで以上に強化します。
 防災訓練の実施や防災計画の周知徹底、不審者情報の提供など広報活動等の対策を強化します。

⑥ 情報通信基盤の整備

■ 現況・課題

■ 近年の情報通信技術（IT）の進歩はめざましく、インターネット等は、が地域や家庭の様々な部分で普及し、町民の生活は大きく変わろうとしている。今後も進展していく高度情報化に対応するため、情報基盤の整備を推進するとともに、広報広聴の充実やまちづくりに関する情報化などを図りながら、町民ニーズに合った情報提供システムの確立に努めていくことが求められている。

● 施策の方針

情報通信ネットワークなど情報通信基盤等の整備を促進するとともに、情報通信基盤の整備に向け関係各所に働きかけを行います。
 町民ニーズに合った情報化の推進や、高度情報通信時代に対応した人材の育成を図ります。

(3) 自然と人が共生する環境にやさしいまちづくり（環境の保全と活用）

八重瀬岳や具志頭の海岸などの自然環境は、人々に潤いと安らぎを与える貴重な空間となっています。これらの空間を次代に受け継いでいくためには、大きな視点で自然環境への保全について考えて取り組む必要があります。それは、一度壊した自然は取り戻すことが困難なためです。自然環境を守っていくために、行政が取り組むべきこと、町民が取り組むべきこと、あるいは企業が取り組むべきことをそれぞれが認識して、自然環境豊かなまちづくりを目指していきます。

＜まちづくり町民アンケート・まちづくり地域ワークショップからの住民キーワード＞
 ゴミ処理・減量、分別収集の徹底、生活排水、畜舎等による河川の汚染、浄化槽からの悪臭、水質の保全、自然環境、森林・緑地の確保、自然を活かしたレクリエーション、墓地、火葬場 等

① ※¹循環型社会の構築

■ 現況・課題

将来にわたって快適な生活環境を確保するためには、循環型社会の重要性を認識する必要があります。

本町から排出されるゴミは、島尻消防清掃組合によって処理されているが、最終的な処分は自前では処理できず、他の自治体に処分をお願いしている状況にある。ゴミの最終処理対策については、広域的（豊見城市・糸満市・南城市・与那原町・西原町）に進めているが、処分場建設場所の問題等から迷走している状況にある。今後ともゴミの減量化をはじめ、効率的、計画的な分別収集の徹底とリサイクルを推進し、廃棄物の適正処理に努めるとともに、不法投棄防止対策にも取り組む必要がある。

畜産業や農業を推進していく一方、それらから発生する悪臭が問題となっている。住宅地との混住化の影響等もあるが、その対策を強化する必要がある。

近年、世界的に地球温暖化などの影響が深刻さを増し、台風や集中豪雨による災害など町民の暮らしにも影響を及ぼしています。環境問題を身近なものとして捉え、実情を認識する必要があります。

二酸化炭素削減のため、太陽光、太陽熱、風力、※²バイオマス 利用等の自然環境にやさしいエネルギーを普及するとともに、省エネルギーへの取り組みが求められている。

農業用水や生活用水として利用している水資源である地下水や地下ダムには限りがあるため、今後は、下水処理をした水の循環型利用への取り組みが求められている。

● 施策の方針

自然環境にやさしい循環型社会の形成に向けたまちづくりを推進します。限りある資源を大事にするまちづくりを推進し、ゴミ発生の抑制や減量化、再資源化への取り組みを促進するとともに、適正な分別収集・処理に努めます。

廃棄物の適正処理の啓発・指導と不法投棄防止のための監視体制の強化に努めます。悪臭などの公害問題については関係機関と連携した対策に取り組みます。

住民、行政が一体となって一人一人の環境美化意識や環境保全意識の高揚を図ります。

地球環境に影響を及ぼす温暖化に対しては、最大の原因である二酸化炭素の排出削減のための太陽光発電などの自然環境にやさしいクリーンエネルギーの利用や省エネルギーの普及など、未来を担うこども達のためにも地球環境に負荷を与えないようその推進に努めます。

下水処理水などを農業用水や生活雑用水として再利用するなど、新たな水資源の活用を推進します。

① 循環型社会の構築



本計画の用語解説

- ※1 「循環型社会」とは、廃棄物等の発生を抑制し、廃棄物等のうち有用なものを循環資源として利用し、適正に廃棄物の処理をすることで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のことです。
- ※2 「バイオマス」とは、生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をバイオマスと呼んでいます。バイオマスの種類は多岐に渡りますが、廃棄物系 (廃棄される紙、家畜排せつ物等) 未利用のもの (稲わら・麦わら等) 及び資源作物 (エネルギーや製品の製造を目的に栽培される植物) があります。

② 自然環境の保全

■ 現況・課題

■ 八重瀬町の森林地域の面積は、町域のわずか7%ほどしかありませんが、その森林は動植物の生息環境を形成し多様な自然を生み出す機能、防風・防潮の緩衝や空気の浄化機能、森林レクリエーション機能など重要な役割を担っており、保護するのみならず育成していくことが求められている。

森林とともに水辺は生物の成育、生息地となっており、自然と共生した清らまちを築くためにも、緑の保全と育成や湧き水、河川、海域などの水質浄化・保全等の対策が求められており、開発等が必要な場合は、自然環境へ負荷がかからない取り組みが必要である。

自然環境や生態系に配慮した自然にやさしいまちづくりを進めるとともに、自然を教材とした環境教育や環境美化運動等の推進が求められている。

● 施策の方針

貴重な自然資源である森林、湧き水、河川、海域などの水質の保全や生態系の保全・育成を図るとともに環境教育を推進し、生物生息・生育空間の保全、自然景観等に配慮したまちづくりを推進します。

(4) 人と人の結いとやさしさが支えるふれあいのまちづくり (保健・医療・福祉の充実)

少子高齢化の進行は八重瀬町においても例外ではなく、高齢化率（全人口に占める65歳以上人口の割合）は約17%（H17国勢調査）で沖縄県平均の約16%（同）を1ポイント上回っています。高齢者は地域の歴史を知る貴重な人材であり、本町のまちづくりにおいても活用されることが期待されます。また、子どもから高齢者まで、本町に暮らす人々が健康に暮らしていくことは、活力あるまちづくりにつながるものと考えられます。住民と行政が手を取り合って、人々が心を支え合うまちづくりを目指します。

<まちづくり町民アンケート・まちづくり地域ワークショップからの住民キーワード>

健康管理・健康づくり活動への関心、町独自の医療費の補助、老人医療対策、一人暮らし高齢者世帯への対応、老人施設状況の紹介、高齢者の経験や知識を生かした雇用対策、子供と老人の接する場作り、子育て支援、認可保育園の増加、幼児の受け入れ体制の充実、放課後児童の健全育成、障がい者との共生社会、障がい者の雇用対策、各施設機能の充実、福祉サービスの充実、地域による支援体制の強化、福祉教育や施設の改善及び普及、母子・父子家庭への支援体制母子家庭の雇用対策 等

① 健康づくりの推進

■ 現況・課題

近年、自分の健康は自分で守るという意識の高まりのなか、健康管理や健康づくりへの関心が高まっている。生活全般にわたって、乳幼児からの健康管理を進めることが大切であり、町民の健康管理意識を啓発するとともに、保健指導体制を強化しながら、継続的・効果的な保健事業を推進することが重要になっている。自主的な健康づくり活動を促進するため、健康づくりへの意識の醸成に努めながら、各施設機能の拡充や施設間ネットワークの強化を図るとともに、リーダーの育成など人材の確保が必要である。
医療に関しては、今後も各医療機関との連携・協力のもと救急医療体制など効率的かつ迅速、適切な態勢の充実が求められている。

● 施策の方針

疾病の予防や健康の維持・増進のための活動、高齢者・障害者の介護支援や専門的な助言、妊婦の保健指導、引きこもりの問題等、多岐に渡ります。子どもから高齢者まですべての町民一人一人が、健康であるとともに安全で安心して暮らせるよう関係機関の協力のもとで地域医療・保健体制の強化等を通して、心とからだの健康づくりを推進します。
老人医療対策の充実などを含め生涯にわたる疾病予防、治療、健康増進までの総合的な保健・医療システムの確立等に努めます。

(4) 人と人の結いとやさしさが支えるふれあいのまちづくり
(保健・医療・福祉の充実)

② ※¹食育の推進

■ 現況・課題

近年、社会環境の変化や食生活の多様化から、食に起因する新たな健康問題が引き起こされている。

偏食や朝食の欠食など、食生活の乱れを要因とした肥満傾向の増大など、大人のみならず子どもの健康にまで影響を及ぼすほど問題となっている。

■平成17年7月に食育基本法が施行され、特に子どもたちに対する食育を重視し、教育関係者が積極的に子どもの食育を推進するよう努めることとともに、国及び地方公共団体が学校における食育の推進のための各種施策に取り組むことを求められている。

食に関する指導は本来家庭を中心に行なわれるべきであるが、飽食の時代においてはその機能が十分に働いていない。家庭や学校、地域など八重瀬町全体で食育を推進し、食を通して健康を考え、地域を理解し、食文化を継承していく必要がある。

● 施策の方針

成長期にある子どもにとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせません。子どもの頃に身に付いた食習慣を大人になって改めることは非常に困難であり、将来の食習慣を形成する重要な時期となります。生涯にわたって健康な生活が送れるよう家庭や学校、地域が連携した食育を推進します。

子どもに対する食育のみならず、町民一人一人が食を通して健康を考え、地域を理解し、食文化を継承していくとともに、地域の産物を活かす地産地消の推進や調理・保存方法の改善によって無駄や廃棄を少なくすることなど、家庭や学校、地域など八重瀬町一丸となって食育を推進します。



本計画の用語解説

※¹「食育」とは、国民一人一人が、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取組みを指します。

③ 高齢者福祉の充実

■ 現況・課題

介護保険制度については、利用度に合わせた質・量両面にわたるサービスの充実に努める必要がある。

介護保険制度以外の各種サービスについては、介護保険制度との整合性を図りながら、施設、在宅両面での福祉サービスの充実に努める必要がある。

ボランティアをはじめ民間の協力を得ながら、人材の確保等地域における福祉基盤整備や老人医療対策の充実が求められている。

高齢者の積極的な社会参加と高齢者自身の自立ができるよう、高齢者の経験や知識を生かした雇用対策や生きがい対策を積極的に推進する必要がある。

● 施策の方針

高齢化が進展する中、元気で活動的に長生きすること、「健康寿命」をいかに保つかが重要です。そのためにも生活習慣病の予防や介護予防事業等の「予防重視型システム」の構築や高齢者の自立生活を支援するための各種サービスの充実に図ります。

シルバー人材センターの活用や遊休農地を利用した市民農園など、高齢者の生きがいづくりを支えるための取組みを推進します。

一人暮らしや高齢者のみの世帯の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域ケア体制の整備を推進します。

(4) 人と人の結いとやさしさが支えるふれあいのまちづくり
(保健・医療・福祉の充実)

④ 子育て支援の推進

■ 現況・課題

少子化が進展する中、就業と子育ての両立を図るための総合的な子育て支援をはじめ、地域の多様な保育ニーズに柔軟に対応していくための事業の推進とソフト、ハード両面にわたる受け入れ体制の充実、保護者に対する児童・育児相談事業の充実が求められている。
放課後児童の健全育成のため、地域による支援体制の強化など事業を拡大していくことが求められている。
地域全体で子育てを見守るという視点から、生活環境の整備や地域ネットワーク等の形成が求められている。

● 施策の方針

少子化や核家族化が進行する中において、子どもを安心して産み、のびのびと育てられるための各種の子育て支援施策の充実や生活環境等の整備に努めます。
預り保育、児童館事業、子育て支援センターなどの体制を強化するとともに、情報の提供等、子育て支援を推進します。

⑤ 障がい者福祉の充実

■ 現況・課題

障がい者が安心して暮らせる社会を目指すため、障がい者の援護ニーズに的確に対応した在宅福祉サービスを充実させるとともに、関係機関と連携しながら働く場の確保や公共施設の改善および福祉教育の普及に努める必要がある。
障がい者への理解が乏しい状況にある。
障がい者が自立する為の、グループホーム等の施設が少ない。

● 施策の方針

障がい者福祉については、在宅福祉サービスなどの充実とともに、就業の場の確保など社会的支援を充実するとともに、公共施設におけるバリアフリー化などを推進します。
日常生活の支援等を行うことによって、住み慣れた家・地域で自立した生活ができるよう支援に努めます。
障がい者に対する理解を深めるための交流活動や啓発活動を推進します。

⑥ 母子・父子福祉の充実

■ 現況・課題

離婚率や失業率などが全国一高い沖縄県において、母子・父子家庭の支援等は、児童福祉の面からも重要で、支援制度の周知や関係機関の連携を強化するなど、支援体制の充実を図る必要がある。

● 施策の方針

児童扶養手当や医療費助成制度など、各種支援制度の活用を周知するとともに、関係機関の連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

(4) 人と人の結いとやさしさが支えるふれあいのまちづくり
(保健・医療・福祉の充実)

⑦ 地域福祉の充実

■ 現況・課題

あらゆる人の立場を理解し、地域住民がお互いに助け合い、安心して生活ができるまちにするという地域福祉の理念を踏まえ、住民が多様な場面で社会参加ができるような事業の展開やボランティアによる福祉ネットワークの充実が求められている。

高齢者や障がい者に配慮した公共事業の推進に努めるとともに、民間の施設や事業者に対しても啓発・指導の強化が必要である。

● 施策の方針

地域住民がお互いに助け合い、安心して生活ができるまちにするという地域福祉の理念の下で、町民・地域・企業・役場等の連携による高齢者の見守りネットワークなど、協働による地域福祉を推進します。



本計画の用語解説

※1 「地域福祉」とは、地域社会を基盤に住民参加により民と公が協働して福祉コミュニティを構築し、住民一人一人の生活保障を実現していく考え方。

一般に高齢者、障害者、児童、母子および寡婦、低所得者など、対象者ごとに捉える福祉を社会福祉と言う。

(5) 夢と未来を開く心豊かなまちづくり (教育・文化の充実)

八重瀬町は、沖縄の自由民権運動の父「謝花昇先生」や勤労の喜びを謡った汗水節を作詞した「仲本稔先生」を輩出しており、歴史的にも教育への関心が高いまちであることが伺えます。また、各地には「獅子舞・綱引き・棒術・エイサー・港川ハーレー」など多くの伝統文化が受け継がれています。学校教育をはじめ、社会人も本町の歴史を学ぶ機会を増やすなど、いきがいつくりにつながる学習環境が整い、人材豊かなまちづくりを目指します。

<まちづくり町民アンケート・まちづくり地域ワークショップからの住民キーワード>

可能性や個性を伸ばす教育、農業体験による教育、子供のための場所作り、少人数制学級を高学年まで、学校区の見直し、特色のある教育活動、高等学校の再編、小学校の早期改築、図書館の設置、学習や発表等の場作り(施設)、地域活性化のための青年会活動、サークル活動の推進、地域のリーダーや人材の育成、スポーツ施設の有効利用、学校施設の開放、スポーツ指導者の育成、スポーツ大会の定期的な開催、伝統芸能の後継者づくり、文化・芸術鑑賞の充実、芸能活動への支援、文化資源の保存、桜の植栽を増加し桜まつりを大きくする、プロチームの誘致、地域間の交流 等

① 就学前教育の充実

■ 現況・課題

女性の社会進出、少子化の進展等の中、集団生活の中で豊かな体験と生きる力を育むため、多様なニーズに対応し、子どもたちの創造性・個別性を重視した幼稚園等での教育内容の充実など就学前教育の取り組みが必要である。

● 施策の方針

次代を担う子どもたちの心と体をいきいきと育み、夢と未来を開く心豊かな人材を育てるために、教育や文化活動は極めて重要な役割を担っています。就学前教育では、次世代育成の視点から保護者との連携を図り、創造性・個別性を重視した就学前教育を推進します。

② 学校教育の充実

■ 現況・課題

いじめ、不登校、問題行動などが社会問題となっている中、今後は、基礎的な知識や技能の習得・向上とともに、豊かな心を育む心の教育をはじめ、児童・生徒の可能性や個性を伸ばすことができる教育やインターネットやパソコンの習熟などの情報化教育、さらには英語学習などを通じた※1国際理解教育の充実が求められている。

地域の特性を活かした特色ある教育活動を展開するとともに、家庭や地域との連携を深め、地域に開かれた学校づくりを進める必要がある。

● 施策の方針

健やかな心と体、豊かな知性を備え、心身ともに調和のとれた児童生徒の育成をめざすとともに、教育的・文化的風土の醸成に努め、基礎・基本を重視した授業、学力向上に資する授業、さらには、生きる力を育む情報化教育、国際理解教育など多様な学校教育の推進を図ります。

地域社会に開かれた学校を目指すとともに、児童生徒が安全で楽しい学校生活を過ごせるよう学校施設の環境整備の充実に努めます



本計画の用語解説

※1「国際理解教育」 だれもが平和で公正な世界を願っているが、私たちの住む地球は、戦争、貧困、開発、差別、人権、環境問題など様々な問題を抱え続けています。このような地球的規模の課題に対し、(1)世界の現状を「知る」→(2)課題に「気づき考える」→(3)自分にできることを「実行する」というプロセスで学習に取り組む教育のことです。このような参加体験型・課題解決型の学習を通して、「多文化共生の理念」を育み、平和で公正な地球社会作りに「参加する態度」を養うことを目的としています。

(5) 夢と未来を開く心豊かなまちづくり (教育・文化の充実)

③ 平和教育の推進

■ 現況・課題

鉄の暴風と言われた沖縄戦が終結してから63年、本町も激戦の地となりました。多くを語ることはありませんが、平和を希求する心が強い地域である。歴史教科書の書き換えの問題等、歴史が風化しつつあります。戦争があった事実、平和の尊さを次代に伝えていくことが重要となっている。本町には、戦争時に住民の避難場所や日本軍の陣地、野戦病院となった自然壕が数多く存在し、戦争の追体験学習の場として広く利用されている。

● 施策の方針

平和を希求する心、生命の尊重、思いやりの心を育成するとともに、人権を尊重する意識を高めるための教育を推進します。沖縄戦などの歴史を後世に語り継ぎ、平和を育む教育を推進します。

④ 生涯学習の充実

■ 現況・課題

町民一人一人がゆとりと潤いのある生活を実感し、充実した生活が送れるような社会を築いていくために町民がいつでも、どこでも自由に学習機会を選択して、学ぶことができる生涯学習社会づくりの推進が求められている。学習やサークル活動の拠点となる施設の確保やボランティア、指導者等の人材育成・確保を図る必要がある。学校施設は地域住民に開放された施設として、健康増進の場、教養、文化の向上を図る生涯学習の場という視点で、利用促進を図る必要がある。

● 施策の方針

学習機会の充実や学習情報の積極的な提供に努め、すべての人が生きがいづくりを身近に感じるような学習環境の整備を推進します。地域交流や世代間交流を推進し、家庭・学校・地域の連携で進めるこころ豊かな人づくりや青少年の健全育成に努めます。

⑤ スポーツ・レクリエーションの振興

■ 現況・課題

すべての町民が健康で明るい生活を送るため、年齢や体力などに応じて生涯続けられるスポーツ活動を身近な場所で気軽にできるように、ニュースポーツ、健康づくりなど多様なスポーツニーズに応えていく必要がある。運動公園、体育館等の既存のスポーツ施設の有効利用や学校教育施設の開放をはじめ、スポーツ指導者の育成や組織体制の確立を推進する必要がある。

● 施策の方針

すべての人がそれぞれの体力や年齢に応じて気軽にスポーツに親しむことのできる魅力的なスポーツ環境づくりに努め、住民自らが率先した健康づくりを支えるため、豊かで活力のある生涯スポーツ社会を目指します。

(5) 夢と未来を開く心豊かなまちづくり (教育・文化の充実)

⑥ 文化・芸術の振興と歴史・文化資源の継承

■ 現況・課題

余暇の拡大や生涯学習の定着等により文化活動に対する住民のニーズは増大している。文化の薫り高いまちづくりに向け、施設・設備の充実を通して、文化・芸術鑑賞機会の充実強化を図るとともに、住民の主体的な文化・芸術活動を支援する必要がある。

長い歴史と伝統を有する八重瀬町には、数多くの歴史・文化資源が残されていますが、その調査・研究、保存が課題となっている。

歴史や祭りなどの伝統文化の活用や文化資源の保存などが求められている。

● 施策の方針

住民参画による多様な文化・芸術の企画・実施に努め、質の高い文化・芸術にふれあう機会を創ります。

文化活動にかかわる団体や人材育成を支援し、地域文化の向上を目指します。

本町が育んできた伝統文化を次の世代へ大切に保存伝承するとともに、貴重な足跡である歴史遺産や文化財の保存・活用に努めます。

⑦ 交流と連携の推進

■ 現況・課題

近年、いじめによる自殺や青少年による殺人、非行の低年齢化などが社会的な問題として大きく取り上げられている。また、青少年の喫煙や飲酒などの不良行為を見て見ぬふりをするような状況が社会全体に見受けられる。そのような時代であるからこそ、家族の絆やコミュニティ活動、世代間交流、地域間交流、姉妹都市交流などの様々な交流や連携を通して、人と人が関わる人間関係力や生きる力を養うとともに、地域力を醸成していく必要がある。

沖縄サミットの開催や沖縄科学技術大学院大学の設置、アジア・ゲートウェイ構想など、国際化が進展しているところではあるが、本町の国際化に向けた取り組みは立ち遅れている状況にある。

町民の国際化意識の啓発、交流組織の充実、人材の育成・確保など、国際化に向けた対応を一層強化する必要がある。

● 施策の方針

家族の絆やコミュニティ活動、世代間交流、地域間交流、姉妹都市交流などの様々な交流や連携を強化・推進し、人と人が関わる人間関係力や生きる力を養うとともに、地域力を醸成していきます。

本格的な国際化時代において、町民の国際化意識の啓発、交流組織の構築、人材の育成・確保など、国際化に向けた対応を強化します。

(6) 町民と行政の協働でつくる町民が主役のまちづくり（町民参画の推進）

地方分権一括法により、地域のことは地域で考えていくことが、これまで以上に求められています。本町には33の行政区が存在し、それぞれの行政区においては良好なコミュニティが形成されていますが、まちづくりを推進するに当たっては、この行政区を基本としつつ、行政と住民が協力しあい、それぞれの役割を認識することによって、より良いまちづくりを展開していくことが可能となります。町民と行政が地域への愛着を持って、それぞれの役割を補完しあいながら自ら考えていくまちづくりを目指していきます。

<まちづくり町民アンケート・まちづくり地域ワークショップからの住民キーワード>

要請に対する取り組み状況の説明、情報開示、まちづくりに関するワークショップの開催、公民館等の活動施設の充実、住民が主体的に参加できる活動体制、地域間交流によるまちづくり、青年会活動の活発化、自治会の高齢化や自治会加入率の低下等

① 協働のまちづくりの推進

■ 現況・課題

地方分権の推進等、社会を取り巻く環境が大きく変化する中、町民は多種・多様な価値観やニーズを持つようになっている。

増え続けるニーズや地域課題に対し、行政だけが対応していくことには限界が生じている。

これからのまちづくりは、八重瀬町を構成する「町民、議会、役場」が、それぞれの役割を※1補完し合いながら取り組んでいくことが重要となっている。

町民への情報公開、積極的な意見の募集・反映、説明責任の実践などを通して町民、議会、役場の信頼関係を築いていく必要がある。

● 施策の方針

地方自治の主体は町民であることを再認識し、住民自治の原則に立った、町民が主役のまちづくりを推進します。

これからのまちづくりは、八重瀬町を構成する「町民、議会、役場」が、それぞれの役割を補完し合いながら取り組んでいかなければなりません。そのためには、町民、議会、役場の信頼関係を築いていくことが重要であり、町民への情報公開、積極的な意見の募集・反映、説明責任の実践のなどとともに、町民一人一人が、まちづくりに主体的に参加できるよう体制の強化に努めます。



本計画の用語解説

※1「補完」とは、足りないところを補って完全にすること。

「補完性の原則」を地方自治の本旨に即して例えると、町民個人や地域の課題は、町民や地域の自発的な判断と行動によって解決し、町民や地域で解決できないことを市町村が行い、それでもできないことを都道府県、それでも不可能なことを国に任せるという考え方。

(6) 町民と行政の協働でつくる町民が主役のまちづくり（町民参画の推進）

② 男女共同参画社会の形成

■ 現況・課題

憲法で「個人の尊重」や「法の下での平等」が謳われ、関連法令等が整備されるとともに、平成11年に男女共同参画社会基本法が施行され、男女共同参画社会の形成が地方公共団体の責務と規定されました。性別等にかかわらずすべての人が互いにその人権を尊重し、自分の意志であらゆる活動に参画できる機会が確保され、その能力や個性を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成を促進していく必要がある。

● 施策の方針

男女共同参画社会の形成は、少子高齢化や介護、子育てなどの問題と切り離すことのできない課題です。男女が性別にかかわらず、女（ひと）と男（ひと）として、お互いに理解し、尊重し合い、それぞれの個性と能力が活かされる男女共同参画社会を実現させなければなりません。その実現に向け、家庭、学校、地域や企業などのあらゆる分野において、八重瀬町が一体となって積極的に男女共同参画社会を形成するための施策を推進します。

③ コミュニティ活動の強化

■ 現況・課題

コミュニティは、住民の地域活動の拠点であるとともに、地域に根ざした具体的な事業や施策を推進する上で最も重要な役割を担うものである。その活性化のためには公民館等の活動施設の充実及びコミュニティ形成の中心となる人材の育成や住民が主体的に参加できる活動体制づくりが必要である。

● 施策の方針

合併により誕生した本町においては、住民の地域社会への愛着と連帯意識に支えられたコミュニティの醸成がますます重要になります。住民が誇りを持ち自ら考え自ら行動し、町民一人一人が主役になれるまちづくりを推進します。

- 本町のまちづくりは、33の行政区の個々を単位とした地域コミュニティを基本に展開されていますが、従来の地域単位のコミュニティだけではなく地域間や、NPOやボランティア、サークルなど、多様なコミュニティの育成を推進します。

(7) 情報の共有による開かれたまちづくり（情報の共有）

情報の共有による開かれたまちづくりを展開していくためには、行政が行う施策がどのようなものなのか、住民にその情報が伝わっていることが重要となります。現在、本町においては、ホームページ上において、議会情報や各課で取り組んでいる施策を掲載するなど情報公開に努めています。今後も様々な媒体を活用して、住民と行政が情報を共有できるまちづくりを目指していきます。

<まちづくり町民アンケート・まちづくり地域ワークショップからの住民キーワード>
議会議員数の削減、職員数の削減、職員の能力向上、情報化等による行政事務の合理化・効率化、企業誘致による税収の確保、新庁舎の建設 等

① 情報伝達・共有の仕組みづくり

■ 現況・課題

地方自治の主体は町民であり、住民自治の原則からして町民が主役のまちづくりを推進するのは当たり前のことです。それを実現するためには、八重瀬町を構成する「町民、議会、役場」が互いに情報を共有することが重要であり、その情報は互いの共有財産であることを認識する必要があります。
まちづくりを行う上においての多くの情報は、役場が保有していますが、その情報があまり共有されていない状況にあります。
行政の透明性を確保するためにも役場は、「どのような議論を踏まえ」「どのように考え、判断したか」などを明らかにすることは、住民自治を進める上において義務でもあり、今後もより一層、ホームページや広報誌などのメディア（媒体）を充実させて行くとともに、地域懇談会やまちづくり地域ワークショップ等を積極的に開催し、情報の共有に努めていく必要がある。

● 施策の方針

情報の共有による開かれたまちづくりを推進するには、情報は全て町民のものであるという情報共有の考え方が重要です。例えば、ある事業を行う場合、その事業費や事業期間だけを知らしめる情報公開にとどまらず、必要性や町の財政状況等も含めて広くまちづくりの観点から情報を共有し、町民の合意形成を図っていく必要があります。広報誌やホームページなど様々なメディア（媒体）を活用して行政の情報を公開し、町民と情報を共有できる環境や体制づくりを推進していきます。

② 町民との対話

■ 現況・課題

町民との対話の手法として、行政懇談会や教育懇談会、地域説明会等を行っているが、今後は、まちづくり等について町民と一緒に考え、話し合う地域ワークショップや出前講座などを積極的に開催し、町民との信頼関係を構築していく必要がある。
広報誌やホームページ・情報ネットワークの強化など対話の機会を幅広く設ける必要がある。
単に説明責任を果たすことや情報を提供するだけでなく、広く町民の意見や提言を求め、まちづくりに活かしていく必要がある。

● 施策の方針

町民との信頼関係を築くため、行政懇談会や地域ワークショップ、出前講座の実施や広報誌やホームページ・情報ネットワークの強化など対話の機会を幅広く設けます。
アンケートやパブリックコメントなど、広く町民の意見や提言を求めて、行政運営に活かしていきます。

(8) 健全な行財政基盤を確立するまちづくり（効率的な行財政の運営）

本町が合併した背景には厳しい行財政状況の打開という課題がありました。近年は地方自治体の財政破綻もみられるなど、全国的にも行財政は厳しい状況にあります。本町では、町民ができること、行政でなければ出来ないこと等、それぞれの役割を補完しあい、効率的な行財政を展開するまちづくりを目指します。

＜まちづくり町民アンケート・まちづくり地域ワークショップからの住民キーワード＞

議会議員数の削減、職員数の削減、職員の能力向上、情報化等による行政事務の合理化・効率化、企業誘致による税収の確保、新庁舎の建設 等

① 効率的な行政組織

■ 現況・課題

多様化・高度化する町民ニーズに対応するためには、情報化等による行政事務の合理化・効率化を図り、わかりやすい行政運営のための行政機構の構築が求められている。

行政改革大綱や集中改革プランに則して、行政事務の合理化・効率化については、ムダをなくす取り組みが重要な課題となっている。

● 施策の方針

多様化、高度化する町民ニーズに適切に対応するため、行政組織の見直しや情報化の推進等により、合理的な行政運営を進めていきます。

行政組織の横断的な連携強化とともに、職員の資質の向上や能力開発のための研修、専門職員の配置を行うことにより、質の高いサービスなど効率的な行政執行の体制づくりを推進します。

② 財政運営の効率化

■ 現況・課題

■ 国・地方とも財政は危機的な状況にあり、平成18年度末の国・地方を合わせた長期債務残高はおよそ800兆円に達し、そのうちの約130億円は八重瀬町の債務残高で、乳児から高齢者まで町民一人当たり48万円の借金を抱えている状況である。

債務残高は年々増加しており、現状からすると今後増加することが予測される。

国の三位一体の改革、新型交付税の導入、地方分権改革の推進など、本町の財政はより厳しさを増すことが予測される。

今後も行政サービスを維持・向上させていくためには、これまで以上に行財政基盤の強化を図り、より効率的な行財政運営をしていく必要がある。

● 施策の方針

急速に変化する社会経済情勢に的確かつ迅速に対応するため行政評価システムを導入し、事務事業の有効性や効果の評価を通して効率的な行財政運営に努めます。

中長期的な展望に立った健全な財政運営を行うために、自主財源の確保に努めるとともに、業務の民間委託などによる行政コストの削減などの施策を推進します。業務の効率化や費用効果、町民サービスなどを考慮し、新庁舎の整備について検討を進めます。

③ 土地利用に関する基本的な課題

八重瀬町は、旧東風平町と旧具志頭村の合併により誕生しましたが、旧東風平町は那覇広域都市計画区域で旧具志頭村は都市計画区域外であり、一つの行政区域のなかで異なる土地利用規制となっている。

まちづくり町民アンケートで都市計画について質問したところ、都市計画を知っていると回答した方は2割にも満たず、都市計画制度そのものを知らない町民が大多数である。

町民に対して都市計画制度の周知を図るとともに、都市計画区域編入について検討する必要がある。

農用地について、まちづくり町民アンケートで質問したところ、「まちの変化に合わせて、少しずつ規制をゆるくすべき」という回答が最も高くなっている。

農用地の重要性は認識しているものの、宅地利用が容易には行えない点に関して不満を感じていることが伺える。

まちづくり地域ワークショップでは「公営墓地を検討してほしい」という意見もみられ、墓地のあり方についての検討も必要である。

④ 土地利用の基本方向

八重瀬町は、本島南部に位置しており、市街地、集落、農地、森林、海岸域など多様な土地利用が図られています。将来にわたって、まちの振興・発展となる町土の利用にあたっては、自然環境の保全、地域の歴史的・文化的条件、社会・経済的条件などに配慮した秩序ある開発に努めるものとします。

また、土地利用に関する関係法（国土利用計画法／国土利用計画、都市計画法／都市計画マスタープラン・みどりの基本計画、農業振興地域の整備に関する法律／農業振興地域整備計画、森林法／森林計画、自然公園法）などとの整合を図り、計画的な規制・誘導の適正な土地利用を図っていきます。

（１）自然環境の保全

森林、河川、海岸域などは潤いや安らぎを与える貴重な自然環境であるとともに、歴史的・文化的資源も包含するなど貴重な環境要素となっており、その保全に努めます。

住民生活に身近な屋敷林なども潤いある環境形成に寄与しており、これらの保全・育成に努めます。

（２）農地の保全と有効利用

八重瀬町の基幹産業である農業の振興を図るため、優良農地の保全・整備を促進するとともに新規就農者の受入れや農地の流動化を推進し、遊休農地の解消に努め、さらに利用したい方に提供し、市民農園等の有効活用できるような対応を図ります。

農地は作物を生産する基盤であると同時に、本町の田園風景を形成する自然的環境要素となっており、農業の振興のみならず、多様な体験・交流の場として幅広い活用を図ります。

(3) 秩序ある土地利用

開発住宅団地や土地区画整理事業が行われている市街地については、良好な環境を有する秩序ある土地利用を図ります。

既成市街地においては、生活道路の整備やオープンスペースの確保等により、生活環境・利便性の向上を図ります。

各集落域については、生活環境整備等により緑豊かな潤いのある空間形成を図ります。

新たな住宅団地等の開発の際には、周辺環境に配慮し、良好な居住環境の創出に向け、秩序ある住宅地の形成に努めます。

墓地については、景観上の面からも集約化など適正な対応を図ります。

(4) レクリエーションゾーンの整備

八重瀬岳や具志頭城跡一帯の丘陵地及び具志頭海岸域は、貴重な自然が残り、優れた景観を有し、歴史的な遺跡が数多く存在します。また、一帯は沖縄戦跡国定公園として指定され、レクリエーションゾーンとして活用されています。今後もその保全に努め、既存施設等と連担したレクリエーションゾーンの形成と観光に資する土地利用を図ります。

(5) 土地利用規制の検討

現在、本町においては、都市計画法が適用される東風平地区と適用されていない具志頭地区が存在します。今後、まちづくりを進めていく上で、どのような土地利用形態が良いのか、町民の意向も踏まえつつ、様々な角度から土地利用計画の検討を進めていきます。

5 構想の推進に向けて

(1) 実行性の確保

基本構想とは、今後10年間のまちづくりを総合的かつ長期的な展望を視野にもって、町の目指す将来像とそれを達成するために取り組む基本目標等を総合的かつ体系的に示した、行政運営の指針ですが、三位一体の改革、税体制や保険制度の見直し、本格的な地方分権の推進など、先行きの見えない変革の時代においては、社会情勢の変化等を十分に見据え、迅速に対応していかなければなりません。そのためには、総合計画においても必要に応じて見直しを行い、計画的なまちづくりの実効性を確保します。

(2) 関係機関との連携

本基本構想の実現にあたっては、国、県などの上位計画との整合性及び民間部門との協力調整を図ります。また、近隣市町等との連携を密にし、広域的な協力体制のもとにまちづくりを推進します。